

22 在園中の変更

在園中に、家庭状況や就労状況などに変更が生じた場合は、幼児保育課入園相談係に書類を提出していただき、在籍している保育所にも変更内容をご連絡ください。

各種申請の詳細・注意点について、下表をご覧ください。

変更事項		必要書類 *は文京区様式。HPからダウンロード可。
家庭状況	区内転居または氏名変更	*変更届 ※転居の場合は転居手続き後にご提出ください。
	区外転出	*保育所退所届 ⇒ P44 退園 へ
	婚姻	①*変更届 ②配偶者の保育の必要性を証明する書類 ③配偶者の住民税課税（非課税）証明書
	離婚	①*変更届 ②戸籍謄本または受理証明書のコピー
	出産予定あり	①*変更届 ②母子健康手帳のコピー （表紙及び出産予定日が分かるページ）
	出産した	①*変更届 ②母子健康手帳のコピー （表紙及び出生届出済証明書のあるページ）
	その他世帯状況の変更	*変更届
産休・育休	産前・産後休暇、育児休業に入る	⇒ P42 出産 へ
	育児休業から復帰する	*復職証明書
	出産のため1か月以上休園する	*保育停止申立書 ⇒ P43 保育停止 へ
勤務先	勤務先を転職・退職 勤務内容(日数・時間)が変わった	⇒ P42 転職/退職 へ
	異動等による勤務先の名前・住所・電話番号などの変更	*変更届
休園	出産または在園児の病気や疾病のため1か月以上休園する	*保育停止申立書 ⇒ P43 保育停止 へ
	上記休園に該当しないが2週間以上休園する	*休園届 ⇒ P43 休園 へ

23 継続して在園するための条件

(1) 在園のための条件

保育の必要性が申込み時と変わらないことが在園の条件です。
 そのため、**申込み時の類型に変更があった場合**や、申込み時に比べ勤務日数・時間が減ったことにより「**基本指数**」が下がった場合には、原則、再申込み（再選考）となります。

※再申込み（再選考）の結果、退園となる可能性があります。

※変更があったことについて連絡がない場合、判明した時点で退園となります。

※入園後、在園児の育児休業を取得する場合は、「保育の必要性の要件」が無くなり退園となります。

(2) 在園条件の特例

*は文京区様式。HP からダウンロード可

	特例内容	必要書類
転職	前職の退職日から 3か月以内 に入園時の基本指数と同等以上の勤務日数・時間で就労を開始した場合、継続して在園できます。 (例) 6/29 退職 → 9/28 までに就労開始が必要	①* 変更届 ②* 就労証明書 ③退職日が分かる書類(写し)
退職	退職日から3か月は <u>求職活動扱い</u> となります。 3か月以内 に、入園時の基本指数と同等以上の勤務日数・時間で就労を開始した場合、継続して在園できます。就労を開始できない場合は、退園または再申込み（再選考）となります。 (例) 6/29 退職 → 9/28 までに就労開始が必要	①* 変更届 ②退職日が分かる書類(写し) ③* 求職活動状況申告書
出産	在園児のきょうだい(弟・妹)の産休前までに1か月以上仕事をしていた場合は、在園児のきょうだい(弟・妹)が 3歳になる年度の末日まで 育児休業を取得しても、継続して在園できます。 ※在園児のきょうだい(弟・妹)も認可保育施設に入園した場合は、入園月中の復帰が必要です。 <u>【保護者の復職期限】</u> ・在園児のきょうだい(弟・妹)が3歳になる年度の末日までに復職してください。 (例) 2025年1月に出産⇒2028年3月末までに復職が必要	<u>出産予定あり</u> ①* 変更届 ②母子健康手帳のコピー (表紙及び出産予定日が分かるページ) <u>出産した</u> ①* 変更届 ②母子健康手帳のコピー (表紙及び出生届出済証明書のあるページ)

※両親が育児休業を同時に取得する場合

上記(2)の「出産」の特例内容と同様の取扱いとします。変更届(文京区様式)の「その他」欄に「両親同時に育児休業取得予定。 父：〇年〇月頃まで、母：〇年〇月頃まで休業予定」等と記載のうえ幼児保育課入園相談係までご提出ください。

※延長保育(区立)を利用されている方

延長保育の利用についても、上記(1)(2)の取り扱いと変わりません。ただし、延長保育の要件に該当しなくなった場合や、再申込み(再選考)で保留となった場合、育児休業を取得する場合は延長保育の利用はできません。 → [P44](#) 延長保育辞退

通園期間 P14

育児休業中の申込み P38

在園中の変更 P41

[目次へ戻る](#)

24 長期間休園する場合

長期休園期間は**原則、年度内2か月まで**です（保育停止、休園合算）。2か月を超えて休園する場合は退園となります。

2週間（土日祝含む）以上休園される場合は、以下の要件に応じて、お休みを開始する前に書類をご提出ください（遡及はできません）。また、在園している保育園にもご連絡ください。

	要件 ※休園期間が2週間（土日祝含む。）以上の場合	必要書類 *は文京区様式。HPからダウンロード可。	
		初回	3か月目の延長
保育停止	在園しているお子さまが 病気や怪我 をした場合	①*保育停止申立書 ②診断書（コピー可）	*保育停止申立書
	出産の場合 ⇒ <u>保育停止の開始日が出産予定日の前後2か月以内であること。</u> ※出産月の前2か月の1日から取得できます。 ※出生児一人につき1回までしか取得できません。	①*保育停止申立書 ②母子健康手帳のコピー ※表紙と分娩予定日を記載するページ	*保育停止申立書
休園	保育停止に該当しない休園すべて	*休園届	延長不可

在園児に関すること

保育停止期間の延長

保育停止に限り、2か月経過後も要件が継続している場合は、1か月を限度に延長することができます。その場合は、延長期間に入る前に、再度「保育停止申立書」の提出が必要です。

※最初の保育停止申立時に延長期間分を含んだ申請はできません。

※休園は同一年度内で合計2か月を超えて延長することはできません。



在園中の変更 P41

25 退園

○幼児保育課入園相談係に「保育所退所届」を提出してください。（電子申請可）

提出期限：退園する月の末日まで

※4月入所募集の関係から、1月～3月中の退園が決まっている場合はお早めにご提出ください。お早めにご提出いただくことで待機児童解消につながります。ご協力のほどよろしくをお願いします。

※提出後は、原則、退所を取り下げることはできませんのでご注意ください。

26 区外転出後の継続通園

原則、文京区外に転出した場合、保育所は退園となります。

ただし、転出後も在園中の保育所に継続して通い続ける意志があり、転出日時時点で**3か月以上の在園期間がある場合は、その年度内に限り、継続して通園できます**（柳町幼稚園（長時間保育）及び幼稚園型認定こども園（二号認定利用）の児童を除く。）。

【手続き方法】

①幼児保育課入園相談係に「保育所退所届」を提出。（電子申請可）

※「転出月の翌月以降も、現保育園への通園を希望しますか」の「はい」にチェックをしてください。

②転出した日の属する月の末日までに、**転出先の市区町村にて文京区の保育所に通うための入所申込み及び認定申請を行ってください**（必要書類は、転出先の市区町村にお問い合わせください。）。

※翌年度以降の継続は、年度ごとに転出先の市区町村を通じて入園の申込みをしていただきます。

選考の結果により通園できない場合があります。

※翌年度以降の申込みについては、[P34「申込の制限」](#)をご確認ください。

27 延長保育を辞退する（利用をやめる）場合

【区立保育園、区立認定こども園の場合】

○幼児保育課入園相談係へ「延長保育辞退・申込取下届」を提出してください。

提出期限：延長保育の利用を終了したい月の末日まで

※提出が遅れた場合、その月以降も延長保育料が発生します（日割りにはなりません。）。

【私立保育園の場合】

○各保育所でお手続きをお願いします。

内定辞退・申込取下 P37

在園中の変更 P41